



鳥取県公報

平成14年 6月25日(火)
号外第99号

毎週火・金曜日発行

目 次

| | | |
|------|--|---|
| 人委規則 | 職員の任用に関する規則の一部を改正する規則(20)(任用課)..... | 1 |
| 病管規程 | 鳥取県病院局に勤務する職員の職の設置等に関する規程の一部を改正する規程(9) (総務課)..... | 2 |
| | 鳥取県病院局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程(10)(")..... | 2 |

人事委員会規則

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成14年 6月25日

鳥取県人事委員会委員長 奥 田 悦 子

鳥取県人事委員会規則第20号

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

職員の任用に関する規則(昭和27年鳥取県人事委員会規則第11号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|---|---|
| <p>(選考により採用する職)</p> <p>第19条 次に掲げる職への採用は、それぞれ選考によるものとする。この場合においては、法第17条第3項ただし書に規定する人事委員会の承認があったものとみなす。</p> <p>(1)~(4) 略</p> <p>(5) 医師、<u>歯科医師</u>、<u>臨床工学技士</u>、看護師、准看護師、<u>武道指導員</u>、<u>犯罪鑑識技術</u>、<u>少年警察補導員</u>、<u>自動車運転免許試験員</u>、<u>航空整備士</u>及び航空機の操縦に従事する警察官の職</p> <p>2 略</p> | <p>(選考により採用する職)</p> <p>第19条 次に掲げる職への採用は、それぞれ選考によるものとする。この場合においては、法第17条第3項ただし書に規定する人事委員会の承認があったものとみなす。</p> <p>(1)~(4) 略</p> <p>(5) 医師、<u>歯科医師</u>、<u>看護師</u>、<u>准看護師</u>、<u>武道指導員</u>、<u>犯罪鑑識技術</u>、<u>少年警察補導員</u>、<u>自動車運転免許試験員</u>、<u>航空整備士</u>及び航空機の操縦に従事する警察官の職</p> <p>2 略</p> |

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

病院局管理規程

鳥取県病院局に勤務する職員の職の設置等に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成14年 6月25日

鳥取県営病院事業管理者 林 喜 久 治

鳥取県病院局管理規程第9号

鳥取県病院局に勤務する職員の職の設置等に関する規程の一部を改正する規程

鳥取県病院局に勤務する職員の職の設置等に関する規程（平成7年鳥取県病院局管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|--|--|
| 別表（第3条関係） 1 及び 2 略 3 技術吏員をもって充てる職 院長、副院長、局長（前2号に掲げるものを除く。） 部長、医長、副医長、技幹、副看護局長、看護師長、 副部長、室長、副室長、理学療法士長、機械技師、 電気技師、衛生技師、医師、歯科医師、薬剤師、理 学療法士、理療師、 <u>臨床工学技士</u> 、看護師、准看護 師、助産師、栄養士、歯科衛生士、診療放射線技師、 自動車整備士、運転士、交換手、ボイラ技士、調理 師、調理員、医療助手 | 別表（第3条関係） 1 及び 2 略 3 技術吏員をもって充てる職 院長、副院長、局長（前2号に掲げるものを除く。） 部長、医長、副医長、技幹、副看護局長、看護師長、 副部長、室長、副室長、理学療法士長、機械技師、 電気技師、衛生技師、医師、歯科医師、薬剤師、理 学療法士、理療師、看護師、准看護師、助産師、栄 養士、歯科衛生士、診療放射線技師、自動車整備士、 運転士、交換手、ボイラ技士、調理師、調理員、医 療助手 |

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

鳥取県病院局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成14年 6月25日

鳥取県営病院事業管理者 林 喜 久 治

鳥取県病院局管理規程第10号

鳥取県病院局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

鳥取県病院局企業職員の給与に関する規程（平成7年鳥取県病院局管理規程第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後

改 正 前

(給料表)

第3条 給料表の種類及び適用範囲は、次の表のとおりとする。

(給料表)

第3条 給料表の種類及び適用範囲は、次の表のとおりとする。

| 種 類 | 適 用 範 囲 | |
|--------------|-----------|--|
| 略 | | |
| 医療職給料表(別表第2) | 医療職給料表(1) | 略 |
| | 医療職給料表(2) | 部長(薬剤部長に限る。)技幹(衛生技師、薬剤師、理学療法士、理療師、臨床工学技士、栄養士、歯科衛生士又は診療放射線技師の職務を行う者に限る。)室長、副部長、副室長、理学療法士長、主任(現業職員以外の技術吏員(電気技師又は機械技師の職務を行う者を除く。))に限る。)衛生技師、薬剤師、理学療法士、理療師、臨床工学技士、栄養士、歯科衛生士及び診療放射線技師 |
| | 医療職給料表(3) | 略 |
| 略 | | |

| 種 類 | 適 用 範 囲 | |
|--------------|-----------|--|
| 略 | | |
| 医療職給料表(別表第2) | 医療職給料表(1) | 略 |
| | 医療職給料表(2) | 部長(薬剤部長に限る。)技幹(衛生技師、薬剤師、理学療法士、理療師、栄養士、歯科衛生士又は診療放射線技師の職務を行う者に限る。)室長、副部長、副室長、理学療法士長、主任(現業職員以外の技術吏員(電気技師又は機械技師の職務を行う者を除く。))に限る。)衛生技師、薬剤師、理学療法士、理療師、栄養士、歯科衛生士及び診療放射線技師 |
| | 医療職給料表(3) | 略 |
| 略 | | |

2及び3 略

2及び3 略

別表第5(第3条、第4条関係)

別表第5(第3条、第4条関係)

ア 略

ア 略

イ 医療職給料表(2)級別職務分類表

イ 医療職給料表(2)級別職務分類表

| 職務の級 | 職 務 |
|------|--|
| 1級 | 衛生技師、理学療法士、栄養士、診療放射線技師、理療師、臨床工学技士又は歯科衛生士(以下「衛生技師等」という。)の職務 |
| 略 | |

| 職務の級 | 職 務 |
|------|---|
| 1級 | 衛生技師、理学療法士、栄養士、診療放射線技師、理療師又は歯科衛生士(以下「衛生技師等」という。)の職務 |
| 略 | |

備考 略

備考 略

ウ 略

ウ 略

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

